

防災気象情報が発表された場合における教育活動の中止判断基準

高知県立高知ろう学校 令和8年5月

令和8年5月29日より気象庁が発表する防災気象情報が変更になったことを受け、本校の教育活動の中止判断の基準を下記のとおりとします。

※中止判断基準

1 学校のある高知市及び隣接する市町(南国市・土佐市・土佐町・いの町)に下表の警報等が発表された場合

● 1つ以上の発表で教育活動の中止

◇ 2つ以上の発表で教育活動の中止

・警戒レベルが付されない警報等

	大雪	暴風	暴風雪	波浪
特別警報	●	●	●	●
警報	◇	●	◇	
注意報				

・警戒レベルが付される警報等

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5	●	●	●	●
警戒レベル4	●	●	●	●
警戒レベル3	◇	◇	◇	◇
警戒レベル2				
警戒レベル1				

2 公共交通機関が運休の場合

3 自宅周辺が洪水や土砂災害等で危険な場合

【本校の中止判断基準】

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 (前日に判断する場合もある)	午前5時の時点で※中止判断基準にある場合	休校、または自宅待機
午前10時30分	午前10時30分の時点で※中止判断基準にある場合	休校
	※中止判断基準になく、かつ連絡アプリ「すぐーる」等で連絡があった場合	午後から授業を実施

2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 (前日に判断する場合もある)	午前5時の時点で※中止判断基準にある場合	休校

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 (前日に判断する場合もある)	午前5時の時点で※中止判断基準にある場合	休み

4-1 部活動（朝からの活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 (前日に判断する場合もある)	午前5時の時点で※中止判断基準にある場合	休み

4-2 部活動（午後からの活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	午前10時30分の時点で※中止判断基準にある場合	休み

(注意事項)

- ① 幼児児童生徒の居住地や通学地域が※中止判断基準にある場合は、登下校を控えるさせるなど、安全確保に努めること。
- ② 判断する時刻に※中止判断基準になくとも、台風の接近や線状降水帯の発生など危険な状況が想定される場合は、登下校を控えさせるなど、安全確保に努めること。
- ③ 対応については、学校のホームページや連絡アプリ「すぐーる」等に掲載するので、確認を行うこと。
- ④ 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、※中止判断基準を原則とした対応をとること。

(参考) 新たな防災気象情報について (令和8年～) 【気象庁 HP より】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			